

○厚生労働省告示第三十四号
介護保険法施行令(平成十年政令第四百十一号)
第四条第二項(同令第五十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む)の規定に基づき、介護保険法施行令第四条に規定する厚生労働大臣が定める看護婦その他の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合する病床等(平成十一年三月厚生省告示第九十八号)の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、同日に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第一項の開設許可を受けている病院のうち、同令第四条第二項に規定する病床であつて、同令第五十二条第二項の規定により読み替えて適用するものについては、この告示による改正後の第一項第一号イの規定にかかるわらず、平成十八年二月二十八日までの間は、なお前述の例によることとし、この告示による改正後の第二項の規定の適用については、平成十五年八月三十一日までの間は、同項中「療養病床」とあるのは、「療養病床又は医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二百四十号)附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る)の病床」とする。

平成十三年二月二十二日

厚生労働大臣 坂口 力

題名中「第四条」を「第四条第二項」に改める。
第一項中「第四条(令第五十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)」を「第四条第二項」に改め、同項第一号イ中「第四条」を「第四条第二項」に改め、「(次項に規定する介護力強化病床を除く。)」を削り、「六又はその端数を増すことに一以上であることを」「四又はその端数を増すことに一以上であること」。ただし、そのうち、当該病棟における入院患者の数を四をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる」に改める。

る経過的旧療養型病床群(そ
して専ら要介護者を入院させ
同(1)の(2)並びに同号ハの(1)の
床)とあるのは「療養病床マ
改正する法律附則第二条第三
経過的旧療養型病床群(その
て専ら要介護者を入院させる
平成十三年三月一日現に医療
律第二百五号)第七条第一項
いる病院のうち、介護保険法
令第四百二十二号)第五十二条
読み替えて適用する同令第四
特別対象病院が有する老人
(この告示による改正後の第
規定する老人性痴呆疾患療
ては、この告示による改正後
規定にかかわらず、平成十八
の間は、なお従前の例による
平成十三年二月二十二日

ける入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員（）することができる」に改める。

第六号中「病院療養型病床群療養環境減算の」を「病院療養病床療養環境減算の」に改め、同号イ中「病院療養型病床群療養環境減算⁽¹⁾」を「病院療養病床療養環境減算⁽¹⁾」に改め、同号ロ中「病院療養型病床群療養環境減算⁽¹⁾」を「病院療養病床療養環境減算⁽¹⁾」に改め、同ロの(2)中「第二十二条第十一号」を「第二十条第十一号」に改め、同ロの(3)中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第二項第三号」に改め、同号ハ中「病院療養型病床群療養環境減算⁽⁴⁾」を「病院療養病床療養環境減算⁽⁴⁾」に改め、同ハの(2)中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第二項第三号」に改める。

厚生労働大臣 坂口 一
第四号口中「病院療養型病床群短期入所療養費」を「病院療養型病床群短期入所療養費」に改め、同口の(1)中「病院療養型病床群短期入所療養費(Ⅰ)」を「病院療養型病床短期入所療養費(Ⅰ)」に改め、同(1)の(一)及び(二)中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同(1)の(七)中「第二条第十二号」を「第二十条第十一号」に改め、(1)の(八)中「第二十一条第二項第二号」を「第二一条第二項第三号」に改め、同口の(2)中「病院療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅱ)」を「病院病床短期入所療養介護費(Ⅱ)」に改め、同口の(3)中「病院療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅲ)」を「病院療養型病床短期入所療養介護費(Ⅳ)」に改め、同(4)中「病院療養型病床群短期入所療養介護費」を「病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)」に改め、同号ハ中「診療所療養型病床群短期入所療養介護費」を「診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)」に改め、

第七号中「診療所療養型病床群療養環境減算」を「診療所療養型病床群療養環境減算の」に改め、同号イ中「診療所療養型病床群療養環境減算(1)」を「診療所療養病床療養環境減算(1)」に改め、同号の(2)中「第二十一条第二項第二号」を「第二十二条第二項第三号」に改め、同号口中「診療所療養型病床群療養環境減算(1)」を「診療所療養病床療養環境減算(1)」に改め、同口の(2)中「第二十一条第二項第二号」を「第二十二条第二項第二号」を「第二十一条第二項第三号」に改める。

第十二号中「病院療養型病床群療養環境減算」を「病院療養病床療養環境減算」に改める。

第十三号中「診療所療養型病床群療養環境減算」を「診療所療養病床療養環境減算」に改める。

〇厚生労働省告示第三十九号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜勤を行

○厚生労働省告示第三十七号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第二項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の一部を次のよう改訂し、平成十三年三月一日から適用する。
ただし、同日前に行われた指定施設サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例によることとし、平成十五年八月三十一日までの間は、改正後の別表第一の3の中[新規開拓費]を除く。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年二月厚生省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、平成十五年八月三十一日までの間は、この告示による改正後の第四号口の（1）の「中「療養病床」とあるのは「療養病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第一百四十一号）附則第一条第三項第五号に規定す

う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年二月
厚生省告示第二十九号）の一部を次のように改正
し、平成十三年三月一日から適用する。ただし、
平成十五年八月三十日までの間は、この告示に
よる改正後の第二号ロの(1)の中「療養病床」と
あるのは「療養病床又は医療法等の一部を改正す
る法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二
条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群
（その全部又はその一部について専ら要介護者を
入院させるものに限る。）とする。
平成十三年二月二十二日

床を」と名な、回口三仕「病院療養型病床規定期入所療養介護費(1日につき)」や「病院療養型病床短期入所療養介護費(1日につき)」と名な、回口三(「病院療養型病床短期入所療養介護費(1日につき)」)は医療法等の一部を改正する法律附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る)を有する」。回のマニの仕事は医療法等の一部を改正する法律附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る)を有する」。

る経過的旧療養型病床群（その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。）」と同(1)の(2)並びに同号ハの(1)の(1)及び(2)中「療養病床」とあるのは「療養病床又は医療法等の一部改正する法律附則第二条第三項第五号に規定す

つける入院患者の数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる」に改める。

第一号口中「病院療養型病床群短期入所療養介護費」を「病院療養型病床群短期入所療養介護費」に改め、同口の(1)の中「療養型病床群」を「療養型病床群」に改めることとする。

○厚生労働省告示第四十号

指定期宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年二月厚生省告示第三十号）の一部を次のように改正し、平成十三年三月一日から適用する。

司教の一の姓 「第4条」 及「第4条第2項」
上略。

○經濟産業省告示第百三号
計量法(平成四年法律第五十一号)第七十六条
第一項の規定に基づき、平成十三年二月六日付け
をもつて次のようにより特定計量器の型式を承認した
ので同法第二百五十九条第一項第五号の規定に基づ
き、告示する。

○一
経済産業大臣 平沼赳氏

二、名称 静岡日本電気株式会社
三、住所 静岡県掛川市下俣八〇〇番地
四、特定計量器の種類 アネロイド型血圧計

一、承認番号 第S〇一一号

二、名称
株式会社イオン電極研究所
三、住所
東京都国分寺市戸倉1-17-10

四、特定計量器の種類 濃度検出器 ガラス電極式

一、承認番号 第S〇一二号

三、住所 東京都新宿区高田馬場一―二九一
四、持三付量器の重頭 バラス這道式×表ノ付

四 特定計量 濃度検出器

一、承認番号 第S〇一三号
二、名称 東亜ディーケーパー株式会社
三、住所 東京都新宿区高田馬場一一二九一一〇
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン

別表

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地
第九号	株式会社ミツウロコ大阪技術研修センター	大阪府堺市金岡町五四四番地

○経済産業省告示第百五号
電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成十三年二月六日付けをもつて次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

二、名称 東亜ディーケーケー株式会社
三、住所 東京都新宿区高田馬場一―九一―〇
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器

一、承認番号 第S〇一七号
二、名称 東亜ディーケーケー株式会社

四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器

一、承認番号 第S〇一八号
二、名称 東亞ディーケーケー株式会社

三、住所 東京都新宿区高田馬場一一二九一一〇
四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度検出器

一、承認番号 第SSO-1号
二、名称 朱式会士東興化學社

二
三、住所 東京都杉並区高井戸西一
号

四、特定計量器の種類

一、承認番号 第SSO-11号
二、名称 株式会社東興化学研究所
三、住所 東京都杉並区高田町西二丁目一八番八

四、特定計量器の種類 ガラス電極式水素イオン濃度指示計

○総合整備者認定登録証			
指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	業種
第九号	株式会社シマウラ大阪技術研修センター	大阪府堺市金岡町五四四番地	電気用品取締法(昭和三十六年法律第一回三十四号)第十八条の規定に基づいて、平成十三年一月六日付をもつて次のとおり甲種電気用品の製造を認可したので、同法第四十四条第一項第一号の規定に基づき告示する。
平成十三年一月二十一日			
型式認可番号	氏名又は名称	住 所	経営業大田 半次 越大
第12-9687号	古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内2— 合成樹脂絶縁電線 6—1	甲種電気用品名
第12-9688号	東京三電線株式会社	茨城県石岡市荒金1—1 "	
第12-9689号~	株式会社北越電線	福井県鯖江市神明町3—7— " キヤブタイヤコード 39	
第12-9691号	カワイ電線株式会社	大阪府大阪市東淀川区小松 3—20—46	
第12-9692号	太平電工株式会社	大阪府大阪市都島区片町2— " 2—40	
第12-9693号	カワイ電線株式会社	大阪府大阪市東淀川区小松 3—20—46 ピニルキャブタイヤ ケーブル	
第12-9694号	三和電線工業株式会社	東京都荒川区東日暮里6— " 48—10	
第41-27618号	株式会社仲野電機製作所	東京都八王子市梅原町290	さし込みプラグ
第61-18322号~	エルティー田方株式会社	静岡県田方郡函南町塚本 220—1	水銀灯用安定器その他
第61-18324号	中国電線工業株式会社	大阪府藤井寺市国府2—4— 56	の高圧放電灯用安定器
第11-4746号	三陽電工株式会社	東京都北区十条仲原1—1— 8	ビニルキャブタイヤ ケーブル
第12-3380号	"	"	キャブタイヤコード
第12-3391号~	吉田電線株式会社	東京都荒川区東日暮里5— ケーブル 41—2	合成樹脂絶縁電線
第12-3392号			
第41-12509号	河村電器産業株式会社	愛知県瀬戸市曉町3—86	漏電しや断器
第41-12527号	神保電器株式会社	東京都大田区大森西1—19— 4	コンセント
第41-12553号	株式会社坂本電機製作所	福岡県福岡市東区和白3— 27—55	フロートスイッチ
第41-17414号	日本サーモ株式会社	神奈川県横浜市港北区高田西 3—2—1	配線用しや断器